

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>第54条 [略]</p> <p><u>(賠償金等の徴収)</u></p> <p>第55条 <u>受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで、財務大臣決定割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣決定割合で計算した額の延滞金を徴収する</u></p> <p>。</p>	<p><u>(相殺)</u></p> <p>第54条 <u>発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、相殺の充当の順序は発注者が指定する。</u></p> <p>第55条 [略]</p>